

大阪市淀川区告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可した地縁による団体について、同条第11項の規定による告示事項の変更に係る届出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 8 月 6 日

大阪市淀川区長 古 川 吉 隆

地縁による団体の名称 大阪市淀川区新北野連合振興町会

及び事務所の所在地 大阪市淀川区新北野二丁目10番23号

1 変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	吉村 昌樹 大阪市淀川区新北野 一丁目12番4号	西尾 喜美子 大阪市淀川区新北野 二丁目8番22号

2 変更の年月日

令和 6 年 4 月 25 日

3 変更の理由

大阪市淀川区新北野連合振興町会会長の交代による

（淀川区役所市民協働課）

（令和 8 年 8 月 6 日 掲 示 済）